

未来投資会議 構造改革徹底推進会合
「第4次産業革命（Society5.0）・イノベーション」会合
第4次産業革命（第1回）

（開催要領）

1. 開催日時：2016年10月27日（木） 16:00～17:30
2. 場 所：合同庁舎4号館共用第3特別会議室
3. 出席者：

石原 伸晃 経済再生担当大臣
越智 隆雄 内閣府副大臣

竹中 平蔵 東洋大学教授、慶應義塾大学名誉教授
橋本 和仁 国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長
南場 智子 株式会社ディー・エヌ・エー取締役会長
御立 尚資 経済同友会副代表幹事
村井 純 慶應義塾大学環境情報学部長・教授

あかま 二郎 総務副大臣
中川 俊直 経済産業大臣政務官

（議事次第）

1. 開会
 2. 関係省庁による現状施策説明
 3. 自由討議
 4. 閉会
-

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ただいまから「未来投資会議 構造改革徹底推進会合『第4次産業革命（Society5.0）・イノベーション』会合」第1回を開会いたします。

本日は、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

本日は越智副大臣、総務省からあかま副大臣、経済産業省から中川大臣政務官に御出席をいただいております。

なお、石原大臣は国会対応のため、後ほど参加される予定でございます。

まず、越智副大臣のほうから御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○越智副大臣

構造改革の総ざらいを行い、成長戦略をさらに加速するため、新たな司令塔としてこのたび未来投資会議を設置いたしました。そして、未来投資会議のもとで専門的な検討を深

めていく場として、主要分野別の構造改革徹底推進会合を設けております。その主要課題の一つである第4次産業革命（Society5.0）・イノベーション分野については、竹中平蔵東洋大学教授、慶應義塾大学名誉教授に会長をお願いさせていただきました。専門的な観点から議論のリードをぜひともよろしくお願いいたします。

中長期的な労働力人口の減少に対応して、日本が引き続き経済成長を続けていくためには、生産性の飛躍的な向上が不可欠です。そのためには、構造改革の総ざらいを行い、Society5.0の実現に向けて、第4次産業革命の目覚ましい技術革新の成果を生産現場や実際の生活等に取り入れることが重要です。

本日は、各省庁からヒアリングを実施させていただきます。総務省からはあかま副大臣、経産省からは中川政務官に御参加をいただいております。

委員の皆さんから忌憚のない御意見を聞かせていただきますよう、心からお願い申し上げて、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長　ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の構造改革徹底推進会合は、IT利活用施策の全体像、そして、マイナンバー利活用、医療等ID、データ利活用ルール、行政手続IT化、行政データの徹底解放、シェアリングエコノミーの推進というテーマを取り上げさせていただきます。

それでは、まず、竹中会長から御発言をいただきます。よろしくお願いいたします。

○竹中会長　竹中平蔵です。どうぞよろしくお願いいたします。

日本をよくするために何とか成果を出したいという思いで取り組みたいと思いますので、各省の皆様方の御尽力を心からお願い申し上げます。

9月12日に未来投資会議がスタートしてから早くも1カ月半がたっているので、ぜひスピードを上げていきたいと思います。

ここでは、第4次産業革命、イノベーション、PPP/PFIといったテーマを総合的に扱っています。きょうは第4次産業革命・イノベーション全体について少し申し上げたいと思ひまして、手元に資料1として進め方に関する私の思いを書かせていただいています。

まず、諸改革について、なぜできないかということではなくて、どうしたらできるかという方法を建設的に考えていただきたい。

2番目に、ゼロベースで規制制度や既存政策体系を見直すという、パッチワークではない方向をぜひ考えていただきたい。そして、政府の中の関係会議と緊密に連携をしていただきたい。

課題としては、技術革新に対応してオールドエコノミー型の規制体系をどうしていくのか。業法は今のままでいいのか、資格制度は今のままでいいのか、そして、株式会社参入制限などを含む参入規制や保険制度など、横断的にたくさんのテーマがある。それを抜本的に議論したいと思います。

また、既存の利害関係者による政策決定、審議会の在り方にも課題がある。政策関係者の中には利害関係者も入っておられるわけで、そういう中ではなかなか議論できないようなことをぜひここではしっかりと議論したい。

そして、新たなチャレンジを促進する制度的な枠組みをどう作って行くか。この間ある新聞に書かせていただいて、後で総理からもコメントを頂いたが、いわゆるサンドボックス型特区なども視野に入れてほしいということ。

最後に、公的部門の民間開放、コンセッション、規制執行業務など幅広いものを取り扱っていきたい。ペーパー上はクルーズシップの例として北海道空港等々を書いておりますが、そういうことをぜひ扱いたいと思っております。成果が出るように、民間議員、有識者の方々にもぜひともよろしく願いいたします。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長　ありがとうございました。

それでは、各府省からの説明に移らせていただきます。

まず、IT総合戦略室の施策に関しまして、向井審議官から御説明をお願いいたします。

○向井IT総合戦略室審議官　IT総合戦略室は、2000年代初頭にITの世界が経産省、総務省等関係各省でばらばらになっているのはよくない、ということで自民党の政治主導でつくられた組織です。その後、その趣旨を踏まえまして、各省の調整とリーダーシップをとった積極的な牽引を行っております。そういう意味では、自民党との結びつきが非常に強い組織だというのが特徴だと思っております。

資料2に即して説明させていただきます。

まず、全体の取組として平成25年6月に世界最先端のIT国家創造宣言を策定しており、縦割りを打破した横串調整、あるいはPDCAサイクルの推進を行っております。

創造宣言に基づく取り組みは着実に成果が出ておりますが、今後、さらにどうするかが論点です。

1番目が「行政情報改革を通じた利用者志向の行政サービスの実現」で、国のシステム数の削減を平成30年度までに908システムを削減する見込みです。対平成24年度比で、約63パーセント減の見込みです。

運用コストについても、平成33年度を目途に年間1,000億円超を削減する見込みでして、対平成25年比で28パーセント減の見込みです。これは毎年1,000億円超が削減できるという意味です。

上記とあわせて、大規模システムであるハローワークとか年金等のシステムの改革、人事・給与との共通システムについて、28年度中の全府省庁の移行に向けて整備を実施しております。登記・法人設立等関係については、30年度からシステム更改等による行政機関間の情報連携、オンライン手続の見直し等を関係府省庁間で合意しているところです。

2番目が「マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上」です。マイナンバー制度の利活用については、まずはマイナンバーそのものの利用範囲の拡大ということで、戸籍事務等について検討を進めています。そのほか、マイナンバーカードの利活用として

はマイナンバーカード上のICチップによってインターネット上で本人確認をする手段である公的個人認証サービスを使い、戸籍証明書・住民票をコンビニのキオスク端末で交付する団体の拡大を推進しております。

また、平成28年度から国家公務員ICカード身分証のマイナンバーカードとの一体化を順次進めております。

その他、国、地方公共団体、有識者層で課題を共有して、子育て分野のうちオンライン化のニーズが高い「児童手当」「保育」「母子保健」「ひとり親支援」などの分野におけるワンストップサービスの提供を、マイナポータルという国民一人一人につくポータルサイトを通じて来年7月から開始する予定です。

それ以外にも、法人番号の利活用に向けた取り組みも行っています。

続いて、「安全・安心なデータ流通の促進」です。資料2の4ページに「データ利活用の推進」と記載してありますが、多様なデータをどう収集していくか、ということで幅広い事業分野におけるデータ収集分析活用の実態を把握するために、積極的にデータ利活用を行っている事業者56社から個別にヒアリングを実施しております。これを踏まえ、本年5月に、検討における4つの視点、当面の対応すべき事項、将来に向けた検討課題等を取りまとめたところです。

個人にかかわるデータ流通の現状と課題です。現状本人が自身に関わるデータ利活用を希望する場合であっても、事業者間のデータ流通は十分に進んでいないという現状があります。これらについて、IT総合戦略本部の下にデータ流通環境整備検討会を設置して現在検討しているところです。そのほか、個人情報保護委員会の所掌になりますが、個人情報保護法の改正も行っております。

次に、「行政手続IT化（IT利活用に関する規制改革）」ということで「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を2013年に策定しております。この際、法令等により書面による保存交付等が規定されている手続等について、悉皆調査しているところです。法令上オンライン化が不可な手続、既に法令上オンライン化が可であっても現実にオンライン化されていないものについても、今後検討を進めていきたいと考えております。

「行政データの徹底解放（オープンデータの推進）」です。オープンデータは、政権交代以来ずっと取り組んできた課題です。これまで「電子行政オープンデータ戦略」を進め、現在国が公開しているデータセット数は1万7,678、取組を進めている地方公共団体は233団体となっております。

オープンデータについては、本年5月20日にIT戦略本部で新たに「オープンデータ2.0」を取りまとめており、課題解決型の取組をめざし、2020年度までを集中取り組み期間として、「一億総活躍社会の実現」「2020オリパラ」を政策課題としております。公的部門だけでなく、民間企業におけるデータ公開についても、一定の範囲内で協力を依頼しております。こういった取組に関しては、経団連等の民間団体からの要望を踏まえつつ、ニーズ

の高いものを中心に進めております。

今後の取組につきましては、強化分野を中心としたオープンデータの加速と、地方公共団体の取組支援を進めてまいりたいと思っております。

次に、「農業のIT化」として農地情報公開システムの整備をIT室と農水省が連携して進めており、ワンストップで日本全体の農地が見られるシステムを整備したところです。そのほか、IT利活用によって熟練農家のノウハウ等を新就農者へ継承する取組等についても進めております。

最後に、「世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現」として、「官民ITS構想・ロードマップ」を策定しており、関係省庁や民間企業が一体となった取り組みを推進しております。

また、シェアリングエコノミーの推進についても取組を進めております。シェアリングエコノミーについては、現在、現行の法令等に関係しないサービスを中心に、法令上特に問題ないサービスであることを前提にIT室で検討を進めているところです。シェアリングエコノミーを振興するための自主的なルール整備について、政府としてもバックアップを進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、今後何を重点的に取り組んでいくかということですが、「国から地方へ、地方から全国へ」ということを重視していきます。一つ目として、これまで地方の業務については、総務省が自治体クラウド導入に取り組んでいますが、もともと地方の事務業務には国の権限が及ばないものが多数あります。特に、地方分権の進展によって、多くの事務が自治事務になった結果、事務の中身には国の権限が及ばないことになっていますが、システム化の進展という観点からはそれではいけないということで、マイナンバーなどをてこにしつつ、地方公共団体のIT化、BRPの推進に取り組んでまいりたいということです。

2つ目が、国全体のデータ流通環境の整備です。利用者志向のデータ流通基盤の構築やデータ流通の円滑化と利活用の推進については、データ利活用の仕組みとして、いわゆる情報銀行的な構想を今後展開できないか検討しているところです。オープンデータについては、今後さらに強力で展開していく予定です。

3つ目としては、ビッグデータ等を活用した諸課題の解決があります。例えば社会保障制度の変革として、介護等の現場のデータを活用した介護サービス等の質の向上やマイナンバー制度を活用した子育ての他、IT利活用による諸課題の解決に取り組んでいます。

最後に、IT関連施策の政府内における「推進体制等」としまして、政府CIOが府省庁のIT関連施策を評価し、政府として既存の施策を見直しつつ、選定した特定施策に重点的に投資できるように予算に反映するというようになっております。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。続きまして、内閣サイバーセキュリティセンターの施策に関して、三角審議官から御説明をお願いいたします。

○三角NISC審議官 内閣サイバーセキュリティセンター副センター長の三角でございます。

よろしくお願いいたします。

お手元の資料3に基づきまして、御説明させていただきます。

サイバーセキュリティ政策につきましては、一昨年11月にサイバーセキュリティ基本法が成立しまして、内閣官房長官が本部長のサイバーセキュリティ戦略本部が全体の政策を取りまとめることになっております。

配布資料の最初のところに「『新たなサイバーセキュリティ戦略』について（全体構成）」がございますが、この戦略は戦略本部が案を作成し昨年9月に閣議決定されたものです。サイバーセキュリティの政策は、警察庁、総務省、外務省、経産省、防衛省、等の関係省庁で政策を推進しているわけですが、各省庁がばらばらにやると効果が出ないということで、全体をまとめるために取りまとめたものです。

閣議決定した戦略に盛り込んだものとしては、まずサイバー空間をどう認識するか、ということがあります。各国ともサイバー空間にはいろんな定義をしていますが、ここでは「無限の価値を産むフロンティア」である人工空間であると定義することで、できるだけサイバー空間のポジティブな面を捉えようとしています。それは、サイバー空間は主に民間セクターの投資によって成り立っているものなので、サイバー空間を強くするためにはさらなる投資を引き出さないといけません。そのためには、魅力的な空間にしないといけないだろう、ということの基本コンセプトにしております。

この基本コンセプトのもとで、経済社会の活力の向上及び持続的発展、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障という3つの柱立てによって政策を進めることにしております。更に、これらを支える横断的政策として、研究開発、人材育成等を進めていくことにしております。一連の施策については東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年を見据えた上で、同年をマイルストーンと捉えて実現していくことを目指して、向う3年間の計画としています。

資料中で赤く着色してある安全なIoTシステムの創出、重要インフラ、人材育成等については日本再興戦略にも盛り込んでいるものですが、今後経済発展を促していくために非常に重要になるものと考えております。

まず人材育成ですが、資料3の2ページ目にありますとおり「社会で活躍できる人材の育成」を目指しております。サイバーセキュリティ対策を進めようとしますと、やはり人の能力に依存する部分がございます。我が国においても質、量とも圧倒的にまだ足りないという認識がありますので、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」を今年の3月の戦略本部で決定して、推進しているところです。官民それぞれのセクターで人材をどう生かしていくかがカギになりますが、特に経済面では現場の技術者だけでは組織立ったセキュリティ対策ができないということを経営層にいかに理解していただき、投資の対象として積極的に取り組んでもらうことが重要です。こういった経営層の理解を促進するための取り組みを進め、現場におけるセキュリティ対策と会社における経営の橋渡しができるいわゆる橋渡し人材までも育てることが必要だということで、総務省、文部科学省、経

産省等の関係省庁等と連携して、人材育成を行っているところです。

次の３ページ目は各省庁の取り組みですが、今年の４月に、横串的機能を果たすサイバーセキュリティ・情報化推進審議官等を初めて各府省庁に設置しました。これによって、各省庁のセキュリティ体制を強化し、その下のワークフォースとなる人材をしっかりと育成していくということをコミットして進めていくという状況です。

重要インフラ対策については４ページに記述がありますが、オリンピックなどを考えたときに、これを支える電力・鉄道等のインフラは大丈夫か、といった話が起こってきます。そこで重要インフラの強化が重要になってきますが、サービスの安定的な提供そのものが一番大事なので、サイバーセキュリティの確保の際には事業の継続を安定的にするというところを重視する、機能保証という考え方で政策を進めていくことにしています。現在、重要インフラについては、第３次行動計画に基づいて政策を推進しているのですが、今年度が３カ年計画の最終年度になっているので、来年度からの新しい行動計画をつくるべく検討を進めているところです。

その中では、緊急時のコンティンジェンシープランに関する基準や、その予兆も含めて警戒レベルを示すレベルづけの作成や、情報共有の積極的な推進といったものを考えているところです。

最後の５ページでは安全なIoTシステムの創出について触れています。サイバーセキュリティ戦略を検討した際も、日本の強みは何かというと、日本のプロダクト、サービスは、品質がよく安全であるということが今までの競争力の源泉であるとの認識がありました。今後IoTが普及する世界になると、セキュリティ対策が競争力の源泉に移ってくる可能性があります。すなわち、サイバーセキュリティは費用ではなく投資になっていきます。

その際に大事なことです。自動車やスマートフォンがインターネット経由でどんどんつながっていくと、それぞれの安全レベルというのが異なってきます。そこで、そこを共通に議論できるような、いわゆるセクターごとの標準に横串を通したテンプレートが必要だろうと考えまして、一般的なフレームワークを今回NISCのほうで提案させていただいております。

こちらについては、国際的に意見調整をして今後国際標準化を目指そうとしております。こういった横串の標準のイニシアティブを取ることによって、個別のセクターごとの標準に対して、日本としてにらみをきかせていくことはできないだろうかと考えて、今後、その戦略を進めていこうというのが現状です。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。続きまして、規制改革推進室の施策に関しまして、刀禰次長からお願いいたします。

○刀禰規制改革推進室次長

内閣府規制改革推進室の刀禰でございます。

お手元の資料４に基づきまして、御説明させていただきたいと存じます。

資料4につきましては、規制改革推進会議における取り組みということです。これまで規制改革会議という会議がありましたが、未来投資会議と同じタイミングの本年9月から規制改革推進会議という新しい会議が立ち上がりました。

資料4の1ページ目は規制改革推進会議第2回の会合の資料ですが、当面の重要事項を決定しております。5項目ありますが、4番目の「デジタル社会進化のための規制の徹底改革・あらゆる分野でのICTの恩恵を最大限に活かせる社会にする」というところが、本日の会合とも非常に関係の深い部分だと思っております。この部分は、具体的には大田弘子議長の指示を踏まえ、規制改革推進会議の投資等ワーキング・グループで主に検討することになっております。

2ページ目には、投資等ワーキング・グループの主な審議事項として、先般の会議におきまして、座長の原委員から提出された資料を掲載しております。

まずは、「税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化」ということで、所得税、住民税、社会保険に係る事務について、IT及びマイナンバーを最大限に活用することで、どういったより合理的な施策を構築できるのか。

次に、「官民データ活用」についても、自治体ごとにルールが異なる等の課題があるので、そういったことの対応策について検討したいという座長の意向が示されているところです。

「IT時代の遠隔診療と遠隔教育」という課題についても、これまでの成果と残された課題について順次取り組んでいきたいと考えているところです。

ITの利活用については、規制改革を考える際には全般的に関係してくる部分が多いと思っています。例えば5番目のインバウンド支援や東京オリンピック・パラリンピック成功への規制改革として訪日外国人客増加による需要増への対応や、インバウンド増加がオリンピック・パラリンピック開催時に問題となります。この関係では、前身の規制改革会議で旅館業法の見直しに関して議論を行ったところです。これは、委員の先生方の問題意識としては、民泊の議論が進んでいる中で、旅館業法そのものについても昭和20年代にできた法律の枠組みがITの時代に合わなくなってきたのではないかとということで、ITの利活用を踏まえた新しい法体系を検討すべきではないかという議論が行われているところです。

もう一つ、ワーキング・グループとは別に、行政手続部会という部会を設置しています。ここでは、日本再興戦略を踏まえて規制・行政手続の簡素化、IT化の一体的推進を検討しております。これにつきましても、IT化ということが非常に大きなキーになってくると考えております。

先ほど竹中会長からお話ございました、当面取り組む課題については規制改革に関係する部分も大変多いと思いますので、引き続きしっかりと連携を取り、対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

続きまして、個人情報保護委員会の施策に関しまして、其田事務局長からお願いいたします。

○個人情報保護委員会其田事務局長

個人情報保護委員会の其田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

個人情報保護委員会は平成26年1月に特定個人情報保護委員会として発足いたしました。当時は特定個人情報、つまりマイナンバーの監視監督を行うための組織でしたが、今年の1月に個人情報保護法の改正に踏まえて、個人情報保護法を所管する独立委員会として改組されたものです。

それでは、資料5に沿いまして、データの利活用に関する部分を中心に個人情報保護法について御紹介させていただきます。

個人情報保護法といいますと、厳しく恐ろしい法律のようにお感じになる方も企業関係者の中にはいらっしゃると思いますが、あくまで保護と利活用のバランスをとるものであるということ、事業者がどのようにルールを守っていけばよいのかということが書かれた法律です。平成17年から施行されておりますが、10年以上が経過し、ビッグデータの利活用に関する時代の要請に応えるために、昨年9月に改正法が成立しました。改正法の全面施行は来年の春ごろを予定しておりますが、そのための政令・規則を今月5日に公布しております。また、ただいまガイドライン案についてのパブリックコメントを実施中です。

その主な改正内容を3つ御紹介しております。まずは個人情報の取扱いに関する主なルールですが、利用目的を定めて、その範囲内で利用しなければいけないということ。第三者に渡すときには原則として御本人の同意が要るということ。本人からの請求があれば、情報を開示したり、訂正したり、利用停止をするということがルールです。

2番目がビッグデータの活用ですが、こういった個人情報に係るルールを脇において、もっと活用できないかということで今回導入されたのが、匿名加工情報制度です。特定の個人が識別できないようにしたうえで、自由に利用・提供を行っていいこうという制度です。この匿名加工情報を作成する方法の基準については、法律において委員会規則で定めることとされており、委員会規則では最低限の規律を規定しておりまして、データの特性等に応じまして、詳細は自主ルールに委ねていいこうという方向でガイドラインが構成されております。

最後になりますが、改正法によりまして、個人情報保護委員会が設置されましたのは、冒頭申し上げたとおりでございますが、来年の春ごろ、本格施行されますと、これまでの主務大臣制ということで業種別に各分野単位で主務大臣が監督していた体制から、企業に対する監督権限が委員会に一元化されます。委員会に一元化されることによって、匿名加工のルールをどうしたらいいだろうか、どう活用できるだろうかといった分野横断的な問題や御相談にも一つの窓口として対応していけるようになると思っております。

以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

続きまして、経済産業省の施策に関しまして、中川大臣政務官から、よろしくお願いいたします。

○中川経済産業省大臣政務官

竹中先生初め、各議員の先生方、どうぞよろしくお願い申し上げます。経済産業大臣政務官の中川俊直です。

先ほど竹中先生が言われたように、第4次産業革命は経済産業省がしっかりと危機感を持って、本当に魂を入れてやっていかなくてはいけないテーマだろうと思っております。国民的、社会的課題の解決や産業競争力の強化を実現するため、IoT関連の民間投資を促進する構造改革や環境整備が必要だと考えております。

本日は、資料6をもとに経済産業省の担当者のほうから説明をいたしますが、経済産業省としましては、主に2つの点を重点的に進めていきたいと考えております。

まず、第一にサイバーセキュリティ、安全安心の部分です。安全安心なIoT社会を構築するためにはサイバーセキュリティ対策が必要不可欠です。特に経済産業省では、電力、ガス、工場、さらにはプラントなどの対策を進めます。2020年の東京オリンピック・パラリンピックなども見据えて、これらの対策の拡充強化が必要です。具体的には、セキュリティ対策の中核を担う人材育成や横断的なインシデント情報の共有体制の整備、重要インフラの対策強化などが必要です。同時に、サイバーセキュリティに対する継続的な投資が行われて、我が国のサイバーセキュリティ産業が成長することを目指してまいります。

第2に、データ利活用促進についてです。第4次産業革命における競争力の源泉は、データの戦略的な蓄積、利活用です。このため、IoT推進ラボなどを通じて、先進的プロジェクトの発掘支援をし、その面的展開を進めてまいります。また、データ利活用の促進、オープンデータ、シェアリングエコノミーなどによる新たなビジネス創出を支援してまいります。そういったところで頑張っていきたいと思っておりますので、後ほど、事務方の担当者のほうから説明させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○安藤経済産業省商務情報政策局長

それでは、今の御説明を補足させていただきます。

資料6をご覧くださいければと思います。中川政務官が申しあげましたように、今日はサイバーセキュリティ、特に制御系のインフラの防衛を中心にお話をさせていただきたいと思います。

2ページに記載がありますが、個人情報以外にもさまざまなインフラへの直接攻撃というものが報告されております。

3ページ目ですが、肝心なことはサイバーセキュリティの防衛というものを企業経営の中にしっかりと組み込んで、一時的なものではなくて継続的にサイクルとして回していく

ということです。

他方、自然災害についてはインフラ事業者の経営トップでも、肌感覚では認識をしていますが、サイバーについてはあまり皮膚感覚が伴っていないようです。まず、インフラ事業者の経営層の皆様方に、自社のさまざまなシステムについて、脆弱性あるいは逆に強靱性というものについて、しっかりと認識を持っていただきたいということです。

後ほど申し上げますが、ある種のインフラを使った侵入テストを今実施しております。この認識の上に立っていただき、経営者が日々の経営活動の中で必要なセキュリティへの投資を継続的に行っていただきたい。人材、そしてシステム双方についてのセキュリティ投資を行っていただくというサイクルをつくっていくことが重要だと思っております。

このサイクルが継続して定着しますと、サイバーセキュリティが産業化していくということだと思っております。

4 ページをご覧くださいますと、御案内のとおり、アメリカやイスラエルでは、国防予算によって防衛の世界を中心に進んでいるところがありますが、日本の場合には企業の投資活動を通じてセキュリティのエコシステムをつくっていく必要があるのではないかと思います。

5 ページにサイバーセキュリティについての法制整備が行われている事例を御紹介させていただきます。ドイツを発端として、EUではサイバーセキュリティについての一般的法制度ができ上がりつつあります。アメリカ、シンガポールにつきましても、若干緩い制度ですが、インフラを中心としたセキュリティー一般規制のようなことが行われつつあります。

6 ページでは先ほど申し上げた侵入テストに触れております。電力、ガスについて、今、複数社、この4月から1年ほどかけて実際の送配電システム、本社システム等々について、脆弱性をIPAという独立行政法人が検証しております。具体的には、ある種の攻撃チームをつくり、安全性についての客観的な評価を行うということです。これを今後展開していくことが必要になります。

7 ページでは、IPAが行っております従来の情報共有に触れておりますが、インシデント情報についての共有が必要になってきます。今は共有に関するルールが特にないわけですが、IPAが中心となって企業との間で秘密保持契約を結び情報の収集を行っております。これを今後、省庁・業種横断的に展開していく必要があると思っております。

8 ページですが、来年4月を目途に、IPAにインフラの産業系を中心としたしましたセキュリティの推進センターを設けたいと思っております。主な機能として3つございまして、その中心が人材育成です。石油、電力、ガスあるいは自動車、鉄鋼、さらに御希望があれば他省庁所管のインフラの事業者のところから人を出していただいて、研修のお手伝いをさせていただきたいと思っております。模擬プラントなどを設置いたしながら、海外の有識者も集めて、研修を行わせていただきたいと思っております。また、御要望に応じまして、ペネトレーションテストの実施を担わせていただきたいと思っております。

9 ページですが、セキュリティについては企業の皆さん方が経済活動の中にしっかりと組み込んで、継続的にやっていくことが必要だと思っております。

利活用面については、本日まで出席されている村井教授に会長を務めていただいておりますIoT推進コンソーシアムを総務省と共同で設置しまして、利活用、データ利用、さまざまな面についてのユースケースを発掘して、先進的なプロジェクトについての初期支援を行っております。資金的な面だけではなくて、規制等におけるグレーゾーンの解消的なことを、個別のケースごとに行わせていただいております。

データ利活用について申し上げますと、どうしてもルールができていないということもあって萎縮する傾向にあるということと、1社で囲い込みの傾向があります。プライバシー保護との関係や契約の締結のあり方、安全管理などについて有識者を交えて、ケースごとにこれはこういう解決の手法があるのではないかとということを判例的に積み重ねさせていただいており、さまざまな具体例が検討されております。

こういった活動を通じてある種の必要があれば、ガイドライン的なものを提示して、事業者の皆様方が安心してデータ流通行っていただけるような環境整備を行いたいと思っております。特に、カメラ画像の利活用についてのニーズが大変高いわけです。

次に行政手続のIT化、オープンデータの関係です。16ページをごらんいただければと思いますが、経産省では特許手続の電子化を1990年代から始めまして、現在では出願の電子出願比率が98%ということになっております。

また、IT室の御指導をいただきながら、法人番号と法人間連情報をひもづける形で、法人ポータルというものを経済産業省システム中心にスタートしており、現在全省庁に展開していただいております。

また、信号情報、道路工事・規制情報といったものを自動走行に役立てていただく。あるいは、インフルエンザの発生状況を感染症の早期予防を促すサービスに展開していただく。こういった個別ケースについて、IoT推進ラボを通じた支援を行っております。

次にシェアリングエコノミーです。意義は申し上げるまでもございませんが、IoTラボで関連のプロジェクトをどんどん提案してきていただいております。

一例として、会議室やさまざまな式場の遊休スペースについて、需要のある方との間でマッチング・プライシングを行ったり、トラブルが起きた際のルールの明確化を行っております。

言わずもがなですが、公的部門だけにサポートを頼ることが困難になっていく中で、ある種の共助が大変重要になってきております。公営事業の経営悪化の状況、あるいは保育所不足等がございますので、こういった移動サービス、保育サービスにおけるニーズが大変高くなっております。

22ページでは、世界のシェアリングエコノミーということで相乗り型ライドシェア、荷物を届けたい人と届けることができる人をマッチングさせる物流のシェア、食事の共用を図っていくといった展開例を取り上げております。

以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

続きまして、総務省の施策に関しまして、あかま副大臣からよろしくお願いいたします。

○あかま総務副大臣

総務副大臣のあかまでございます。私のほうから総務省の構造改革施策の進捗状況と今後の検討内容を御説明したいと思います。

資料7をごらんいただきたいと思います。1ページ目ですが、IoT時代になってさまざまなモノがインターネットに接続され、膨大なデータの収集が可能となりました。AI等を通じたデータの利活用が新たな価値を創造すると思っております。

そのため、データの利活用推進には、データの流通を支えるさまざまな社会基盤の整備が不可欠と考えております。そうした意味で、現在社会基盤整備の具体策について、情報通信審議会IoT政策委員会で検討をしており、年内に一度とりまとめを予定しています。具体策の推進については、分野横断的な体制が必要と考えており、経済産業省やICT企業、ユーザー企業とともにIoT推進コンソーシアムを昨年設立いたしましたところでございます。

1ページの下段をごらんいただきたいと思います。今後の社会基盤として、データ流通を支えるネットワークやプラットフォーム、利活用を促進するルールや制度の整備が不可欠です。本日はこの順に、個別課題についてご説明したいと思います。

2ページ目はネットワークのセキュリティに関する施策でございます。膨大な機器が接続されるネットワーク上で、安全、安定したデータ流通を実現する必要があります。このため、セキュリティ確保とネットワークの運用管理を行う人材が大変重要になってきます。

下段左の「サイバー防御演習の実施」をごらんいただきたいと思います。本年、法改正を実施し、NICTにおいて国、地方の政府職員や重要インフラ事業者職員等に対するサイバー防御演習を現在提供中でございます。

下段右のIoTセキュリティ対策をごらんいただきたいと思います。IoT推進コンソーシアムにおいて、IoT機器、サービスに係るセキュリティ確保に向けた分野横断的なガイドラインを策定、公表しております。

続いて、3ページ目です。IoTの普及には、利用者を安全に認証するプラットフォームが不可欠でございます。その一環として、総務省ではマイナンバーカードと公的個人認証の仕組みを構築し、民間にも開放しておるところでございます。

また、成長戦略にも記載があるとおり、まずはマイナンバーカードの着実な交付が不可欠であり、総務省として全力を挙げてきたところです。この結果、自治体におけるマイナンバー交付の滞留は11月末に全団体に解消の見込みと思っております。今後は、利活用推進のフェーズに入ると認識しております。総務省としては成長戦略も踏まえ、アクションプランを策定し、利活用を推進してまいりたいと思っております。

次に、4ページ目です。例えば、マイキープラットフォームを通じて民間事業者のポイン

トを商店街等で活用できる仕組みの構築などの事業に取り組んでおるところです。

次に、データ利活用です。総務省としては、国や自治体のデータのオープン化と、データ利活用促進のネックとなるルールの明確化に取り組んでおるところです。

具体例について、5ページをごらんいただきたいと思います。統計データのオープン化ですが、本年6月からウェブサイトにおいて、国勢調査など一部のデータについて検索、取得が容易なLOD形式で提供を開始しておるところでございます。

次に、6ページ目です。オープンデータ化に向けたガイドラインの策定や、データ形式の規格化、これを通じた先進自治体の支援などに取り組んでおるところです。

続いて、7ページ目です。成長戦略にも記載がある通り、生活に身近で地方創生に資するとされた医療、農業などの6分野で、IoT活用のモデル事業として身近なIoTプロジェクトを実施しており、ルール上の課題の明確化に現在取り組んでおるところでございます。

最後に、8ページ目です。IoTで提供される情報を活用し、車や宿舍などの資産をシェアするビジネスに大きな期待を寄せておるところです。総務省では、特に自治体と連携したシェアリングエコノミーのあり方について議論を行っており、年度内に取りまとめを予定しておるところでございます。

以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

続きまして、厚生労働省の施策に関しまして、大橋サイバーセキュリティ・情報化審議官からお願いいたします。

○大橋厚生労働省サイバーセキュリティ・情報化審議官

お手元の資料8に基づいて御説明させていただきます。

この資料は、実は本会合と併置をされています医療・介護会合のほうで御説明の上議論をいただいたものと一部重複しておりますが、この会合でも説明の機会を頂戴いたしました。限られた時間でありましても、効率よく御説明申し上げたいと思います。

厚生労働省からは、マイナンバーを活用するオンライン資格確認、医療等IDの導入について御説明をさせていただくべくこの資料を用意させていただきました。

オンライン資格確認については、医療機関等の窓口でオンライン上で医療保険資格の確認ができる資格を構築しようというもので、マイナンバーカードのICチップから電子証明書を読み取って、被保険者番号や負担割合、資格取得日等の資格情報を医療機関等の窓口で確認できるようにしようというものです。

そして、このオンライン資格確認の基盤を活用して、医療等の分野のIDを導入したいというのが医療等IDです。病院、診療所間の患者情報の共有や医学研究でのデータ管理などにこういうIDが必要になってまいりますので、その整備を進めようというものです。

オンライン資格確認において、本人であることを突合して資格情報を提供する際、あわせてIDを発行するものです。いわゆる見えない番号であり、医療機関等に発行するもので

あって、本人が管理するような番号ではありません。その医療等IDについて、もう少し詳しく御説明させていただいているのが次の2ページ目の資料であります。

医療保険のインフラを活用したオンライン資格確認を行うためのネットワークが整備されてきますと、そのネットワークを活用して全国の保険医療機関、薬局や地域医療連携ネットワークを認証し、相互に接続する機能を持つ医療（介護）情報連携ネットワークというものが形成できるようになってきます。

このネットワークにおいて、全国共通のユニバーサルIDとして医療等IDを活用することにより、一つには、地域の医療介護情報連携を超えて全国の医療機関との間で患者の治療、検査、画像診断等の医療情報を共有することを可能にしようというものであり、2つに、この医療等IDが導入されることで、長期にわたって治療経過を患者単位で連結できるようになり、患者の医療情報を収集・分析し、ビッグデータとして活用することも可能になってきます。

全国規模の医療情報ネットワークの形成につなげるとともに、今後のデータ利用基盤の形成をしっかりと進めてまいりたいと考えている次第であります。

以上です。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

続きまして、内閣府地方創生推進事務局の施策に関しまして、藤原次長からお願いいたします。

○藤原地方創生推進事務局審議官

内閣府国家戦略特区の事務局でございます。

本日のテーマのシェアリングエコノミー、IT関係のこれまでの特区での取り組み、成果、課題につきまして、資料9に基づいて御説明申し上げます。

1 ページ目では、これまで2年余りの特区での取り組みで実現した項目が書いてあります。全体で73項目ございますが、民泊、自家用自動車の活用など、本日のテーマに直接関係するものを枠囲いしております。

2 ページ目では、戦略特区の今年度からの2年間の取り組み目標として、今年の成長戦略に書いてある残された「岩盤規制」分野について記載しております。重点6分野としておりますが、その一つに幅広い分野での「シェアリングエコノミー」の推進と書かせていただいております。

4 ページから、シェアリングエコノミーの代表例だと思いますが、特区での民泊です。

特区民泊は、大田区で今年2月から、大阪府では5月から事業が始まっております。大阪市は今月からスタートしております。北九州は来年1月からということでございますが、特に北九州市は、民泊の対象施設が住宅であることを生かして、住居専用地域で主にやっていくということでして、非常に期待されているところです。

大田区では、当初余り想定できなかったケースなども行っておりまして、いわゆる旅館

組合と民泊事業者、対峙するものだと思っていたら、こういった形で連携して、近くのホテルでお客様が鍵の受け渡しや本人確認を行って、民泊施設に行くということで、実質的にフロントを共有するようなケースなども出てきております。

5 ページ目ですが、特区民泊では大きな制約として、6 泊 7 日以上のみで短期滞在者には適用されないという日数制限の問題があったわけですが、今週の火曜日に閣議決定しまして、来週31日から2泊3日以上短期の滞在者でも適用するように制度改正を行った次第です。これによって、大変なポテンシャルが解放されるのではないかと期待しております。

6 ページ目に自家用自動車の活用でございます。市町村やNPOが地域で自家用車を活用できる有償運送事業という仕組みが、実は福祉分野を中心に小泉政権下の構造改革特区で2003年に認められました。その後、全国展開をしているのですが、安倍政権になりまして、国家戦略特区でも大変多くの自治体事業者からさらなる規制改革の要望が寄せられました。

これらを受けまして、今年の通常国会で特区法を改正しまして、自家用有償運送事業の新たなタイプを規定いたしました。大きな改正点は2点あり、現行制度は運送対象が地域住民なのですが、これを内外の観光客にしていく。また、既存のバス、タクシー会社含む地域の協議会の合意を経ないといろいろなことが決められなかったところ、もちろん連携する部分もあるのですが、原則特区区域会議で迅速に決定できるように変更いたしました。ただ、こちらは民泊と異なって、現在のところ特区でこの事業を実施したいという声が具体的に出てきておりません。

これの要因としては、今後の課題に書いているように、1人当たりの登録台数上限や、ドライバーの点呼にテレビ電話などを使えないとかいった問題があります。また、実はNPOはマイカーを使えるのですけれども、市町村が事業をするときには一回市が買い取らなければならないなど、様々な規制があります。こういったことを一つ一つ解決しないとなかなかこの事業の実現に至らないのではないかと考えており、そのあたりは関係者と調整していきたいと考えております。

最後に、IT関係を8ページに記載しております。特に東京開業ワンストップセンターについて御説明申し上げます。これは7月に石原大臣にも御視察をいただいたのですが、東京開業ワンストップセンターというものが、昨年4月1日から溜池山王のアークヒルズに入っているJETRO本部内に、東京都との共同事業という形で開設をしております。それほど大きくないスペースですが、定款認証する公証人について、公証人というのは公証役場から一步も出られないのですが、特例措置を設けております。それから、登記、税務、年金・社会保険、在留資格、各省からの担当官がここにおり、ワンストップで相談業務並びに書類の申請受付をしております。利用者数が左にございますが、今のところ平均1日4名、メールや電話を合わせてもまだ倍ぐらいでまだまだ我々はPR不足でございますけれども、数字自体は上がってきているという状況です。

次の10ページですが、6月の成長戦略で書類の申請受付ができなかった分野があります。

登記や国税は相談だけだったのですが、こちらについては改善を進めていきます。また、本日のテーマにも関係しますけれども、全体オンラインで電子申請できるようにしようということを書かせていただいております、ようやくめどが立って年内に全ての業務についてオンライン申請ができるというところまで来ており、現在、最終調整をしているところです。

残された点としては、遠隔診療、セットで遠隔服薬指導、薬剤師が対面でなくてもテレビ電話等で薬品の使用に関する指導ができる等があります。そのほか、遠隔教育になりますと、シェアリングエコノミー的な部分がありまして、中山間地の先生も生徒もいないような学校が遠隔でいろいろと授業をするということについて制度的な制約があるようですので、モデル事業をやっております。こういったことについても必要があれば、制度改正ということを議論してまいりたいと思います。いずれも成長戦略に盛り込んでいただいているところをフォローアップさせていただいたという状況でございます。

いずれにしても、制度制約がいろいろとある分野だと思いますので、関係会議とも連携をとりまして、必要な規制改革に尽力していきたいと思っております。

以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

それでは、各府省庁からの御説明を踏まえまして、意見交換に入らせていただきます。

竹中会長、よろしくお願いいたします。

○竹中会長 ありがとうございます。各部署でいろいろな取り組みをしていただいているということの御説明をいただきました。とりわけ、あかま総務副大臣、中川経済産業大臣政務官には直接御説明をいただきまして、大変ありがとうございます。

まず、テーマ別に私のほうからクラリファイングクエスチョンを最初にさせていただいて、それから有識者の皆さんに御意見を伺いたいと思います。

今日の説明で私から事前に事務局にお願いしていたのは、世界最先端を実現するというのが私たちの目標なので、できる限り各国と比較をしてほしいということです。各国と比較して、その上でどこに日本の課題があるのか。いつまでに、どのようにして追いつくのかとことを明確にした説明をしていただきたいということだったのですが、経産省の資料等に国際比較が一応入っていましたが、そういう説明が意外と少なかったもので、今申し上げた観点から追加的な説明を、改めて別の機会にお願いしたいと思います。書面で出してくださいとか、別の機会にするかは事務局と相談をいたします。

いずれにしても、世界と比較しながら課題の全体像の整理をまず行わなければいけないと思いますので、できれば皆さんに基本的な資料を出していただいて、その上で事務局と相談の上、次回にでも私から論点整理メモやペーパーを提出したいと思います。

質問はテーマごとに幾つかありますが、最初にIT総合戦略室にお願いします。IT総合戦略室は与党との関係が大変重要だと思います。そもそも、2000年に村井純先生と私が当時の森総理のところへ伺い、国家戦略をつくりたいという相談を差し上げて、それを当時

の中川秀直官房長官が形にしてくださり、自民党の後押しもあってやっていただいたものです。その意味では、政府が本来主導権をとって進めていましたが、記録を見る限りIT戦略本部は持ち回りを除いてこの1年以上開催されていないと認識しています。これで本当に良いのか。今後、これから1年ぐらいどういう頻度でどういうことをやっていくのかということをお知らせいただきたい。

それから、IT本部は2013年にアクションプランをつくっていると思います。そのアクションプランで、深夜労働割増賃金の柔軟化や、子供が寝た後の在宅勤務、都知事選挙でも小池知事がこういうことをやりたいとおっしゃいましたが、遠隔雇用における最低賃金基準の問題等は2013年に問題提起なされたまま放置されているように見えるけれども、どうなっているのか。

また、資料2の5ページに、法令上オンラインが不可の行政手続は1%しかないとなっていますが、オンライン化は一体何%実現されているのか。1%しか法令上不可の行政手続がないということだと、99%オンライン化できるわけですが、どうしてそれが進んでいないのか。そういう点について、まとめて御説明をいただきたいと思います。

規制改革推進会議については、今まで重点項目で挙げていただいた中に、公的部門の民間開放が私の見た限りでは入っていない。実はイノベーションの基本の一つは公的部門の民間開放だと思うのですが、これは規制改革会議としてはどのように取り組むおつもりなのかということも示していただきたいと思います。

次に個別のテーマについて申し上げたいのですが、まずはシェアリングエコノミーについてです。民泊に関しては、国家戦略特区で進んでいる民泊があって、そのほかに全国ルールがある。国家戦略特区の民泊は日数の下減をどんどん下げてきて、3日まで来ております。一方、全国ルールでは逆に上限ができました。その上限がどうなるかよくわかりませんし、新たなシェアリングエコノミーの法制も議論されております。これらをどう整合させるのか、地方創生推進事務局と規制改革推進室とIT総合戦略室でぜひ協議をして、わかりやすく報告をしていただきたいと思います。私も外に説明するときはどう説明していいかわかりません。よろしくお願いします。

本日、ライドシェアに関する状況も少しだけ報告があったのですが、Uber等々がいろいろなサービスを世界で展開していく中で、ライドシェアに関する検討状況や今後の見通しについてはどうなっているか。これはしかるべき部門でしっかりと状況の報告をしていただきたいと思います。

先ほどのアクションプランの中にでてきたテレワーク、深夜労働割増しの柔軟化等については、IT総合戦略室と規制改革推進室と地方創生推進室と、働き方改革会議も関係してくるのかもしれませんが協議をして頂き、どうしていくのかということをお知らせしたいです。

先般、ある新聞に私がかかせていただいたのですが、イギリスなどではフィンテック関係で、ゼロベースの特区、いわゆるレギュラトリーサンドボックスが生まれつつあり、シ

ンガポールも取組を進めております。こういうものに対してどう取り組むか。これは国家戦略特区と関係しますが、ぜひ御検討いただきたいと思います。

個人データについてです。今日は説明がありませんでしたが、個人データについてはEUとの越境移転の問題があると思います。これについては、前内閣府副大臣の西村康稔先生が総理に対して国会で質問していたと思います。そして、総理は、政府全体として取り組んでいくと答弁をしているわけですが、個人情報委員会、経産省、総務省、それぞれどういう対応をしていくのかということ、これはEUとの取引が直接できなくなるのではないかと非常に大きな懸念もあるし、アメリカや韓国は別の方法でそれをクリアしようとしていると聞いていますので、重要な問題になるのではないかと思います。

あとは、マイナンバーについても、未来投資会議の有識者会議で随分意見が出まして、後ほど南場さんからいろいろお話をいただけるかと思っておりますが、そういうことについても後で御議論いただきたいと思います。

有識者の方々に御発言いただく前に、今私が申し上げたことに対して手短に御発言いただけることがあったら、IT総合戦略室と規制改革推進室から手短に御発言をお願いできますか。

○向井IT総合戦略室審議官

IT戦略本部の開催回数の問題ですが、IT戦略本部は総理と全閣僚が構成員で、有識者10名からなる会議です。そのため、官邸の案件が立て込んでいる場合、そう簡単に開かせていただけない。前回もぎりぎりまで実開催をしようと思ったのですが、結局官邸の時間が取れないということで、やむを得ず持ち回りになったものです。実際の検討につきましては、IT戦略本部の下に新戦略専門調査会、さらにその下に分科会を複数おいておまして、だいたい1年間をサイクルとして、村井教授をはじめとするIT本部の有識者の方に座長等をやっていただいた分科会を全体で年に大体50回程度開いており、実際の検討はそこで行っているというのが実情です。

規制改革については後ほど規制改革推進会議と一緒に御報告内容を検討させていただきたいと思います。手続のオンライン化につきましては、国・民のものについていいますと、1万9,350件が総手続ですが、法令上オンライン化可能な手続のうち、オンライン化を実施しているのが8,040件、法令上オンライン化が可能であるにもかかわらずオンライン化を実施していない手続が1万1,092件、その中で一旦オンライン化をしましたが、結局年間の申請数がそもそも少なくて利用されない等の理由でオンライン化をやめたものが4,438件、オンライン化を実施していない手続が197件、これが1%です。

それから、シェアリングエコノミー、特に民泊については色々経緯がありますが、現状は国家戦略特区の部分は地方創生推進事務局で進めておりますが、全国ルールの部分については厚生労働省と国土交通省において具体的な検討を進められており、法律を出すという方向に進んでいるものと承知しております。

以上です。

○竹中会長

ありがとうございます。

総理は本当にお忙しいと思いますが、総理に御議論いただくべきテーマをたくさん用意すれば、会議に出てくださると思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

それと、一回オンライン化を実施したけれども、利用者が少なかった手続というのは、なぜ利用者が少なかったというのは理由があると思います。使い勝手の悪さ等色々論点があると思いますので、今日でなくて結構ですのでよろしくお願いいたします。

○刀禰規制改革推進室次長

規制改革の関係ですが、公的部門の民間開放という話につきましては、非常に重要な課題だという認識は規制改革推進会議では大田議長を初め、議員の皆様も持っておられます。

本日の資料には当面の重要事項として、今の段階で決まったものを載せておりますが、そのほかにもいろいろな課題があるだろうということで、議長及び関係する委員の先生方が議論しているところですので、そういった分野についても今後検討が行われるだろうと考えております。今後、規制改革推進会議のもとにタスクフォースをつくることも決めておりますので、そういった仕組みも活用して今後検討されるのではないかと事務局としては考えております。

民泊やアクションプラン等についても関係部局相談して対応してほしい、というお話がありましたので、この点については事務局とも御相談して対応を検討したいと思います。

○竹中会長

ありがとうございます。

公的部門の民間開放は、未来投資会議でも議論しますが重要なテーマですので、規制改革推進会議のほうでもよろしくお願いいたします。

大変お待たせしました。橋本先生からお願いします。

○橋本副会長

日本再興戦略に基づいて各省の施策を御説明いただいて大変良いと思うのですが、私の印象としてはほとんどが前身の産業競争力会議のIT利活用のところで報告していただいたことの延長に聞こえます。それも重要なのですが、今回の構造改革徹底推進会合のテーマの第4次産業革命では、社会変革につながるような大きなことが色々なところのものが重なって、関わり合いながら動いています。そのため、第4次産業革命という視点から全体の動きを調整するということが必要なのではないかと思っていたのですが、そういう発表が非常に少なかった気がしました。部分最適は実現できるかもしれませんが、全体最適の調整はどこでやるのかという問題があると思いますが、どこが全体調整をすることになるのでしょうか。各府省の施策を拡張するといろいろオーバーラップや、類似のものが出てくることがあります。その関係を調整する必要があります。例えば各省のシステムについては、経産省の説明の中に各省に経産省のシステムを提案して、それを共通で使ってもらおうとしている、というのが一つありました。そういうことが大変重要だと思うのです。

が、その辺の調整をやるのはどこがやることなのか。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

御指摘のとおり、経済を変革していく際に、特に第4次産業革命はいろんな分野の施策がまたがってくると思います。今各省から色々な御説明をいただきましたが、どう経済システム全体を変えていくのかという議論をまさに未来投資会議等でも御議論いただき、各省相互でも調整しながら、大きな施策にしていくという議論ができればと思っております。

○橋本副会長

今日のお話を伺っても、各省の取組が色々オーバーラップしています。その部分をしっかりと整理をした形でプレゼンしていただく必要があると思いますので、次回でよいのでお願いします。

○竹中会長

南場議員どうぞ。

○南場議員

データ利活用の話が全般的に非常に重要なポイントとして議論されていますが、特にこちらの議論を推進するときには、民業圧迫にならないような配慮を特にお願いしたいと思います。

ディープラーニング技術を用いた人工知能の革新的な進歩を迎えていて、それが私ども民間企業にとっては大変大きなビジネスチャンスとなるわけですが、勝者になるためには、質のいい情報を豊富に持っているということが条件になります。これは全ての産業において起こってくることです。今回シェアリングエコノミーの話がされておりますが、基本的にライドシェアで兆の規模の企業価値がついている企業は、ライドシェアそのものの収益よりも、彼らが走行データの集積を行っていて、それをベースに未来的なモビリティサービスを展開することができる将来性に対して期待値が高まっていることによります。

私ども民間企業も、そちらに関しては嗅覚鋭くデータの収集合戦を始めております。既にデータを収集して、それを加工することによって収益を上げ始めている企業もあります。例えば、今日医療等IDや代理機関の話がありました。こちらの詳細がわかっているわけではないので、危険だとか、よくないということ言うつもりではないのですが、例えばデータを国が指定する機関が集積して、それを利用するのは民間ですよという考え方であるとすれば少し安易ではないか。データの集積のところに非常にバリューが高まっているので、国や国が指定する機関がデータを集積することではなく、民間がデータを集積しやすい形にすることが大事ではないか。例えば医療の領域ですと、イーコンセンタをもう少し明確に認めていただくであるとか、あるいは、データの標準化を進めていただく。あるいは、個人がオプトインすれば民間企業に簡単に診療データが送れるような仕組みをつくるということなどが有効です。今考えられている代理機関というのが診療、病院関係のデータを超えて、ライフログなどに出てくるとすると、それは民間が今やろうとしていることになってきますので、その辺が民業の圧迫にならないか。国や国が指定する機関が

データそのものを集めるということに関して、民間企業としては多少危機感があるということをお伝えしておきたいと思います。

以上です。

○竹中会長

ありがとうございます。

御立さん、お願いします。

○御立議員

いろいろ説明していただきまして、ありがとうございます。

この会議のこれからの進め方にかかわるところだと思うのですが、本会合はサブタイトルとして第4次産業革命・イノベーションとつけています。どうしてもこういう議論をするときに、将来、特に10年先、20年先のイノベーションの話という議論になってしまいがちです。この会議は未来投資会議ですが、今南場議員からお話があったように割と近い時期に行われるものについて、どういうところの何を変えると実現につながるのか。これはステップ論と時間軸をかなり足元に引き戻した議論と組み合わせないとまずいと思います。

具体的に申し上げますと、今足元で起こっているのはUberでもAirbnbでも、使われていないアセットを、データをうまくまとめて使われるようにすることで経済に価値を出すということです。それは既に技術的にあるものなので、正直申し上げて規制を変えればいい。

それから、今南場議員から指摘があったのはこれから数年のうちに出てくるだろうディープラーニングを含みますが、データを集めて活用することで価値を生むほうについても、今からスタートラインについておかないと、3年後から5年後には世界に置いていかれてしまう可能性があります。第4次産業革命というタイトルをつけると随分先の話に聞こえますが、今やることというのは、今ある技術とモデルの中で規制を外せばいいものもあれば、ここで準備を進めておかないと、3年、5年後にひどい目に遭ってしまいますよと、ここら辺が勝負どころというものもあります。我々のほうも尽力しますので、仕分けをしながら、何年先のメリットのために今、何をやるのか、という議論に組みかえていければいいと思っています。海外等で、せっかくここまでやってきたアベノミクスがやや停滞していると思われる誤解を解く上でも、具体的な時間軸がついてくるということは非常に大事なのではないかと思います。そのスケジュール、タイムラインをインパクトがどれぐらいあるかという議論をしたいと思っています。

それから、今日御説明いただいた件について、諸々御尽力いただいているのはわかるのですが、やはり経済構造を変えとなったときにスケールをどうやって確保していくかという議論をしなくてはいけないものがあると思います。国家戦略特区の話も、そもそもは特区だけではなくて、これをやった上でどう広げていくかという議論があったはずで、スケールをとらないと構造改革にならないので、時間軸の話と同時にスケールを常に私たちからも質問・意見を出していきますので、ぜひ議論の俎上にのせていただければと思います。

この2点でございます。

○竹中会長

ありがとうございます。

村井教授お願いします。

○村井教授

最初にご指摘のあったIT戦略本部が開催されていない件です。各省庁にて有識者が集まり、色々な議論が行われ、集約されていますが、IT戦略本部を設置当初から見てきた私の所感としては、総理及び全大臣が出席して議論されるということの意味は大変大きかったと思います。実開催がされないとも共有されるレベルが違うため、国家戦略としてITが重要だということがきちんと議論される場所としての役割のためには開催が必要だと思います。

本件もそうですが、最近G7やG20をはじめ、総理や各閣僚で議論される内容にIT関連の議題がかなり入るようになってきました。一方でIT戦略本部が開催されていないことは、閣僚と行政における上下の分断化につながります。これはかなり重要な問題で、縦割りを横につなぐのがITだとよく言いますが、上下分離が起こってしまうと、これをつなぐのはかなり難しいのです。横のつながりはできるけれども、新しい上下分離が起こっている、これが重要な問題です。

その他、南場さんが言われたこと等に大切なことが含まれていましたので、私のほうからも二、三点お話ししようと思います。横軸でのデータ流通の本格化を踏まえて規制を考えていくと、各省庁の既存の規制、いわゆる横軸の規制にかかわるようなことが出てきています。例えば自動走行には、道路行政、技術の問題、電波行政といったものが全てかかわってきます。ドローンも同様です。しかし、新しい技術の出現は縦軸の規制から始まってしまう。そうすると、これらの技術の発展に日本が貢献していくことはできません。その部分をどのように考えていくかが問題になります。今の規制の考え方からすると、各省庁にまたがる規制が目的に応じてかかわってくるわけですから、その国益としての目的が議論される場所がなければならない。各省庁の規制との調整を担う強い母体が必要になるのだと思うのですが、これがどのようにしたら作れるのかというところです。

2点目はオープンデータですが、これは大分進みました。オープンデータというのは、透明性を増すことに繋がるので、非常に大切です。行政プロセスの透明性が増すと監査が可能な人は国民全員に広がりますし、先ほど竹中先生がおっしゃった「世界との比較」「もオープンなデータで正しくできるようになります。そのため、質のいいオープンデータができるということはとても重要だと思います。ただし、この評価基準を考えていくときに件数だけではよくありません。なぜなら、出たくないデータというものがあるのです。出たくないデータが出ていないということは、知りたいデータはオープンになっていないということを意味しますので、目的に沿ったデータの公開をしっかりとしていかなければなりません。ただ、オープンデータは非常に有力な武器なのでオープンデータのあり方をきちんとするだけで透明性が増して規制改革に関する貢献ができてきていると思います。

先ほどの、規制が先行してしまう問題について私は常々思っているのですが、事後調整や事後規制のような仕組みがきちんとできるべきではないでしょうか。つまり、ITで新しい技術が発明されるわけですが、これが余りにもイノベーティブな場合、既存の物差しで理解できないことが起こるわけです。新しい有用な技術なのだけれども、危なさを基準としてみてしまうと、規制が先にできてしまいます。これではその後の発展ができないということになり、国の弱体化につながってしまいます。したがって、これを解決する方法として事後規制がどのようにしたらできるのか、事後調整はどのようにしたら図れるのか、ADRのようなメカニズムをどのようにしたらつくれるのか、これが考えていくことが重要です。

最後に、正しい評価データや調査データをつくる政策が重要です。例えば、シェアリングエコノミーにどのぐらいのインパクトがあるかというのは、十分調査と分析をした数字を持っているのでしょうか。そういう調査に対する投資が我が国は少ないと言われています。インパクトがどのぐらいあり、どれだけの損失を出しているのか。国際比較も含めた調査結果を行い、そのデータがあればリスクを抽出できますし、リスクが測れるので事後調整ができます。あるいは、リスクが予想できてくれば、保険のように民間でリスクをヘッジするメカニズムがつくれます。これも事後調整の大きな枠組みの一つではないかと思っています。

とりあえず以上です。

○竹中会長

どうもありがとうございます。

まだいろいろな御意見があろうかと思うのですけれども、絶妙のタイミングで石原大臣に今、おいでいただきました。

きょうは私のほうから5つぐらい皆さんにお願いしました。世界最先端を目指すために各国と比較すると、どこに課題があって、いつまでにおいつく、そういうプランが見えているのか。そういうものをぜひ事務局に知らせていただいて、次回、私のほうで論点整理をしたい。これが第1。

第2は、民泊に関して、どのようにこれらを整合させるか。地方創生推進事務局、規制改革推進室、IT総合戦略室で協議して報告してほしいということ。

第3に、2013年にIT戦略本部が取りまとめたアクションプランについて、どのようにフォローアップし誰がどう取り組むのかということ、IT総合戦略室、規制改革推進室、働き方改革会議等と相談して、明確にしてほしい。

第4に、サンドボックス型の特区についてどう考えるか。

第5に、EUとの越境データの問題について政府としてどのように取り組んでいくかということを検討していただきたい。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

その他、橋本議員から各省の施策をどう部分最適ではなく全体最適になるように調整す

るのかといったことについての御質問がございました。

南場議員から、データ利活用の関係について、民業圧迫にならないようにどうやってデータを集積していくのか。国が進めるということもさることながら、イーコンセンストやデータの集積をするためのいろいろな規制改革等も重要ではないかといった問題提起をいただきました。

御立議員からは、会議全体の進め方の問題として、第4次産業革命というところと将来10年、20年先のことに思えるが、そういった問題もさることながら、足元どういうことを実現するのか、例えばデータ化として何ができるのか。そういった足元の話と将来の話をうまく整理をしながら、時間軸をつくりながら、スケジュールやタイムラインをつくるような議論を進めていくべきではないかというお話をいただきました。

その他、経済構造改革の中でいろんな取り組みがありますけれども、経済構造全体にどうというスケールとして影響があるのか。例えば国家戦略特区でいろいろな取り組みをやっていますが、全国展開していくといったときに、どういうスケールで考えていくのかといった調査もやっていくべきではないかというお話をいただきました。

最後、村井先生のほうからは、竹中会長からもコメントがありましたが、IT戦略本部がこの1年ぐらい持ち回りを除いて開かれていないのではないかとといった御質問もございました。この点に関しては、色々なITの関係のお話が総理のもとに来ているが、各大臣が総理のもとで集まるIT本部という場で情報共有しながら議論されることの重要性について指摘がありました。

その他、各省庁の規制にはさまざまなものがございますけれども、例えば自動走行、電波行政等、いろんな行政が関係してきますが、新しい技術を導入していくときに規制のほうから入るのではなく、何を実現したいのかという目的から入るということも大事ではないかというお話がありました。

オープンデータのところについては、大分取組が進んでいるけれども、目的を踏まえたときに、オープンデータをしていくことそのものが透明性をますという観点からも、非常に大事ではないか。そういうことを考えたときにも、新技術は既存の規制が想定していないものですので、規制から入るというよりも事後規制、事後調整といった観点で議論することが大事ではないか。そういった御指摘をいただきました。

以上でございます。

それでは、最後、石原大臣から締めの御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(報道関係者入室)

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 それでは、石原大臣、よろしくお願いいたします。

○石原大臣 議員の先生方、また、各省庁の皆さま、政務官、副大臣の皆様、ありがとうございました。

今、広瀬次長のまとめも聞かせていただきましたが、この後、もう少し詳しく越智副大

臣から話を聞かせていただこうと思っております。

今日は、第4次産業革命・イノベーション分野のキックオフですが、竹中先生からこういうことを詰めたいという話を事前に伺っておりましたので、かなり突っ込んだ話があったのではないかと思っております。

第4次産業革命といいましても、国民の方々にはまだまだ遠いイメージを持たれているのだと思います。しかし、生産、流通、販売、交通、健康・医療、金融、公共サービスといったあらゆる分野でイノベーションの進化を使って快適な生活を送る、そういうことによって、経済は活性化していくSociety5.0。これは日立の中西会長の言葉ですけれども、そういう社会の実現を目指しているのだと思います。

今日御指摘いただいた中でなるほどと思った点は多々ありますが、イノベーションなくして日本の経済成長を引き出し、潜在成長率を高める方法はないと思っています。規制緩和、構造改革とこのイノベーションが重要だと私は思っておりますので、中長期でどういう社会を目指すかということも大切なのですけれども、竹中先生がよくおっしゃっていますように、国家戦略特区で取り組んでもこれがどう展開するか。今日も指摘があったようにございますが、全国展開して初めてボトムアップになります。スピード感を持ってまたパワーアップの体制で、ぜひ役所の皆様の御協力をいただいて、取り組んでいっていただきたいと思っています。

次回以降、また有識者の方々からヒアリングをされると聞いておりますけれども、日本が世界の最先端を走り続けるためには今のものを維持し、また、さらに社会実装に移していくためには何が必要なのか、ぜひすばらしい議論をしていただきたいと思います。

越智副大臣はどんなことがあってもおりますので、よろしくお願い申し上げます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

それでは、ここでプレスの方は御退席いただければと思います。

(報道関係者退室)

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

なお、この後、本日の会議につきまして、事務方からプレスにブリーフィングをいたします。ブリーフィングにおきましては、原則民間議員からの御発言につきましては名前を伏せますけれども、後日、発言者の確認を経た上で議事要旨を公開させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。